

「トランポリン公認審判員規程」の周知ならびに講習会開催のご案内

※ 公認審判員資格「資格保留」・「資格降格」にも関わるご案内ですのでご注意ください

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 1 月 8 日付けで周知の通り、本年 1 月 1 日の国際体操連盟（FIG）の採点規則改訂に伴い、本会による「トランポリン採点規則」も改訂されております。本件に伴い、原則として、全ての審判員資格保有者に改定後の採点規則の講習受講の義務があることを改めて周知いたします。

公認審判員制度の詳細は、本会「トランポリン公認審判員規程」をご査収いただければと存じますが、概要を下記の通りお知らせいたします。

【1 種・2 種公認審判員 資格保有者 「規程第 5 条（3）」による】

本会主催・共催大会において審判業務を行うことのできる審判員であるため、**講習受講がなされない場合「資格保留」ないしは「資格降格」の対象となります**ので必ず講習会を受講してください。

【3 種・4 種公認審判員 資格保有者 「規程第 5 条（4）」による】

受講がなされなくとも「資格保留」、「資格降格」の対象とはなりません。連盟大会およびその他地区選手権大会等にて業務を行う場合、講習の受講が必要になります。**講習会の未受講まま審判業務を行った場合、公認審判員規程第 5 条（2）に基づき、処分の対象となります**のでご注意ください。

これまで本件の周知が徹底されなかった点をお詫びいたしますと同時に、上記に基づき、講習会受講義務のある方は、別紙要項のとおり平成 26 年 2 月 15 日、16 日に審判講習会・研修会を再度開催いたしますので受講のほどよろしく願いいたします。本講習会では、今年度実施済みの公認審判員資格認定講習会における再試験対象者向けの再試験も合わせて実施いたしますので合わせて受講ください。

最後に、本講習会終了後より「トランポリン公認審判員規程」に基づき、講習未受講者に対する措置を徹底してまいりますことを周知いたします。

以上

本件のお申し込み・問い合わせ先

公益財団法人日本体操協会 審判委員会 トランポリン審判本部

メール：trampolinejudge@yahoo.co.jp